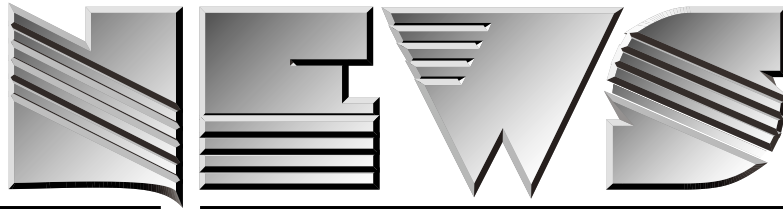




ねこだすけ
おねこ
のしんが
り



号外

vol.15

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net> NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

猫との暮らしを考えるセミナー 神戸市 灘区



ねこだすけもプロジェクターを借りて、地域ねこの解説中。



平成19年2月19日からセミナー当日まで、灘区役所1階特設会場で地域ねこパネル展が併催されました。(左はねこだすけの地域ねこパネル)



神戸市が地域猫モデル地区に指定した、灘区内の町会から提供されたパネルも展示されました。(左の写真)

神戸市保健福祉局では「地域の猫について考えよう！=地域ねこってなあに=」をタイトルにしたリーフレットを配布しています。下はその一部を切り取った写真です。

2月24日(土)のセミナー当日は、神戸市の担当者がプロジェクターを使って、ねこの歴史や習性や生態本能の他、地域ねこ対策の有効性や、地域ねこ対策の進め方などを分かりやすく解説しました。(右上の写真)



パネルディスカッション



会場内のパネル展示

神戸市所管の 灘区担当者 指定地区の
挨拶 司会進行 町会長



人と猫が共生したまちづくり「地域猫対策」とは

飼い主のいない猫の問題を地域の問題としてとらえ、地域で問題解決に取り組み対策です。

猫も命のあるものだという考えでその地域にお住まいの皆さんの台意のもとに地域で飼い主のいない猫を適正に管理しながら共生していきます。

具体的には・・・

飼い主のいない猫に避妊去勢手術を行って、これ以上猫を増やさないようにした上で、適正にえさをあたえて食べ残しやフンの清掃をして管理していきます。飼い主のいない猫の寿命は4年程度といわれていますので、このような管理がうまくいけば、飼い主のいない猫の数は減っていくことになる上、近隣のトラブル解消ができます。

地域猫モデル地区事業について

神戸市では平成17年度より「地域猫モデル地区事業」を開始します。飼い主のいない猫の増加による近所でのトラブル増加に対し、その問題を地域の問題としてとらえ、地域の住民組織が主体的に活動する地域をモデル地域に指定し、活動を支援する制度です。

- 地域の合意形成を回すための会議(ワークショップなど)開催の支援
- 地域活動費(啓発看板作成費、忌避剤購入費、広報費など)の助成
- 飼い主のいない猫の避妊去勢手術の一部助成

などを民間団体と協力し、地域を支援します。

—神戸市保健福祉局—

「ねこ苦情ご相談・地域ねこ対策
ご相談・野良猫問題を地域で解決！」
平成19年3月3日(土)午後1時半から、
新宿区榎町地域センターで行われま
した。

相談を受け付ける側の市民ボラン
ティアの中には、つい先日迄「相談
する側」の方々も混じっていました。

「役所から地域ねこ対策費も活動
要員も出ないのなら、地域に問題提
起して地域ぐるみで根付かせよう！」
そのようなきっかけから、町内の会
館などで、一般参加の小さな地域ね
こ会議を開いた経験を持つボランテ
ィアさんたちでした。

新宿区保健所も他の行政区と同じに、
地域ねこ対策の「野良ねこの保護(捕獲
)の現場」には人手を出せません。

しかしその一方で、地域ねこを進める区民と同じ
目的で行う町会の集会などでの説明会には、役所か
らパンフレットや資料を持参して職員が出向してい
ます。

区では野良ねこの保護や通院のノウハウを区民に
伝え、また区民に貸し出す用具も用意し、地域に根
付く地域ねこを目指しています。

新宿区民は、ねこの去勢不妊手術費の一部助成制
度を利用できます。

相談会に一般参加された方は7～8名で、区外や
他の県からもいました。ボランティア同士の相談件
数もカウントすると、その件数は数十を超えます。

個別のご相談で依然として多いのは「役所に話し
ても無駄！」です。

新宿区民でしたら、このような個別相談をだれで
も保健所窓口などで受けられますから「役所が地域
ねこにも熱心なことを初めて知った！」...に変わります。

ねこなんでも 相談会



多くの役所が地域ねこ相談の受け皿にならない、
と感じさせてしまうときの原因も、相談の内容から
次第に分かり始めました。

『役所からはお金も人も出せない。』という役所
の立場も影響しているようです。その上で役所に寄
せられる相談の第一番は、『野良ねこが居るので困る』
です。その次に地域ねこを行っている側からの『役
所が繁殖制限手術費の負担と、ねこの保護(捕獲)の
出動と、ねこ嫌いの説得をして欲しい』のようです。

例えば東京都では、都内の各市区町村から申請の
あるとき「飼い主のいない猫との共生支援事業」を
用意していますので、一定の条件をクリアする地区
や都民に、所定頭数のねこの繁殖制限手術費用に負
担をかけない仕組みもあります。

役所が受け皿にならないとき、都民の場合には「役
所は、お金も人も増やさなくてもよいから都の『ガ
イドブック』にもあるように、個人の『地域ねこ』
活動を認めて欲しい」という問いかけも、地域ねこ
対策を官民協働の社会活動にすすめる切り口の様
に感じました。

区民に対応する新宿区保健所の「地域ねこ対策」
相談窓口を使えない皆さまには、ねこだすけでもケ
ースバイケースでのご相談に応じています。



相談会場(左の写真上)と持参した地域ねこパネル



定期購読の月刊誌に地域ねこが紹介されました。



ねこのきもち
2007年4月号